政 策 Ⅱ-1-(5)-①

1. 政策及び16年度重点施策等

	政策	電子取引・カード取引のセキュリティ向上についての指導及び情
		報提供
	16 年度	電子取引・カード取引について金融機関等への情報提供の実施及
	重点施策	び迅速かつ適切な取組みの慫慂
	参考指標	情報の提供状況、金融機関等における取組み状況、意見交換等の
		状況

2. 政策の目標等

	法定任務	預金者、保険契約者、投資者等の保護
	基本目標	国民が金融サービスを適切に利用できること
	重点目標	電子取引・カード取引のセキュリティが保たれていること

3. 政策の内容

電子取引・カード取引のセキュリティを向上させ、金融サービスを安心かつ適切に利用できるようにするため、金融機関等への情報提供の実施及び迅速かつ適切な取組みを慫慂することとしています。平成16年度においては、「偽造キャッシュカード問題に関するスタディグループ」の報告を踏まえ、金融機関等に対して、被害発生の予防策等を要請するとともに、その要請に基づき、各金融機関の対応状況をフォローアップすることとしました。

4. 平成 16 事務年度における事務運営についての評価

(1) セキュリティ向上のための情報提供についての対応状況

金融機関及び預金者が、被害防止に向けた対策を講じるにあたって参考となるよう、偽造キャッシュカードの被害実態について、可能な限り詳細かつ具体的な調査結果を公表しました。この調査結果は、金融機関及び預金者の被害防止に向けた一層の取組みに寄与するものと考えています。

〇 偽造キャッシュカード被害にかかる実態調査結果を公表(17年2月22日) 引出しの状況(時間帯別やATM設置形態別の状況、地理的状況、回数、所要日数、引出し額等)、被害の発生の要因、被害拡大の原因(被害に気づくまでの日数、暗証番号の状況等)等について、実態調査を行い、その結果を公表しました。(詳細は、金融庁ホームページ「偽造キャッシュカード問題に関する金 (2) セキュリティ向上のための指導についての対応状況

上記実態調査結果及びスタディグループ最終報告を踏まえ、金融機関等に対して要請を行っていますが、以下の対応を行い、その実効性を担保することにより、被害防止に向けた一層の取組みに寄与するものと考えています。

- ① 銀行法第 24 条に基づき、「偽造キャッシュカード犯罪緊急対応方針」の報告を 徴求等(17 年 3 月)
- ② 偽造キャッシュカード問題に対する金融機関の取組み状況を公表 (17 年 6 月 24 日)

ATMセキュリティ対策における金融機関の主な取組み状況についてフォローアップを行ったところ、各金融機関の取組みについて、一定の進展がみられました。(詳細は、金融庁ホームページ「「偽造キャッシュカード問題に関するスタディグループ」の最終報告書の公表について」の(参考)「偽造キャッシュカード問題に対する金融機関の取組み状況(17年4月末)を参照^{※2}。)

ア. 利用限度額の引下げ

- (ア) 引出し限度額の一律引下げ(予定を含む) 91%(うち銀行90%) 銀行のうち、対応済みのものをみれば、引下げ後の利用限度額は100万円 超200万円以下が全体の8割。
- (イ) 個別利用限度額の設定可能(同上) 68%(うち銀行94%) なお、銀行について、対応済みのものをみれば、設定可能上限額は500万円超が全体の4割、100万円超200万円以下が全体の3割。

イ. I Cキャッシュカード化

- (ア) I Cキャッシュカードの導入(予定を含む) 8%(うち銀行39%) なお、主要行(都市銀行、長期信用銀行、信託銀行、外国銀行等)及び地方銀行に限れば48%が対応済み又は対応予定。
- (イ) I Cキャッシュカード対応ATM(対応予定として回答のあった予定台数を含む) 15%(うち銀行19%)なお、主要行に限れば、26%が対応済み。
- (3) 偽造・盗難キャッシュカード被害に対する補償を中心としたルール案の公表 偽造・盗難キャッシュカード被害に対する補償については、一定の結論が得ら れ、基本的なルール案を取りまとめました。

 $^{^{*1}}$ http://www.fsa.go.jp/news/newsj/16/ginkou/f-20050222-1.html

 $[\]frac{2}{3}$ http://www.fsa.go.jp/news/newsj/16/ginkou/f-20050624-4/02.pdf

5. 今後の課題

最終報告書において指摘されている事項について、金融機関の対応の進捗状況について、フォローアップしていく必要があります。さらに、

- ① システム・セキュリティ対策について、標準・評価基準を整備し、その運営等も 含め監査・評価する仕組みのあり方の検討を行うための検討会の設置
- ② 事故・犯罪発生状況を把握・分析した結果、新たな問題点が発見された場合に、 行政当局も含めた関係者における情報共有
- ③ 金融機関におけるシステム・セキュリティ対策に関し、監督指針において明確に 位置付け

などの指摘がなされており、必要な対応が求められています。

なお、自由民主党及び公明党により国会に提出された「偽造カード等及び盗難カード等を用いて行われる不正な機械式預貯金払戻し等からの預貯金者の保護等に関する 法律案」の成立を受け、預貯金者の保護及び預貯金に対する信頼確保という法律の趣 旨を踏まえた、適切な対応が求められています。

6. 当該政策に係る端的な結論

政策の達成に向けて成果が上がっていますが、環境の変化や取組みの有効性等を踏まえ、取組み(最終報告書において指摘のあった、システム・セキュリティ対策について、標準・評価基準を整備し、その運営等も含め監査・評価する仕組みのあり方の検討を行うための検討会の設置等)の充実・改善や新たな施策の検討等を行う必要があります。